

東日本大震災八周年追悼式の実施について

〔平成31年1月22日〕
閣議決定

東日本大震災発災八年を機に、下記により、東日本大震災八周年追悼式を実施する。

記

- 1 追悼式は、政府主催により、平成31年3月11日（月）、国立劇場において、文仁親王同妃両殿下の御臨席のもとに、各界代表の参加を得て実施する。
- 2 追悼式の円滑な実施を図るため、実行委員長、副委員長、委員及び幹事を置く。

実行委員長は、内閣総理大臣とし、副委員長、委員及び幹事は、内閣総理大臣が委嘱する。